

## 障がい者の雇用促進等に関する知事感謝状交付等要領

### (目的)

第1条 障がい者の雇用や職場への定着の促進、就労継続に貢献が認められる取組を実施する県内事業所に対し感謝状の交付を行い、その取組を称えるとともに、これを広く県民に周知することにより、企業における障がい者雇用への取組と職業の安定に資することを目的とする。

### (交付等の対象)

第2条 次の各号により感謝状の交付等の区分を定め、推薦のあったもののうちから、知事が次条に定める基準を審査のうえ決定するものとする。

一 障がい者を採用し、職場定着に長期的に配慮している事業所

二 障がい者を雇用し、かつ障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等から物品または役務を積極的に調達している事業所

※ 障害者就労施設等とは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（昭和24年法律第84号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。

※ 障がい者雇用促進企業等とは、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第4号から第6号までに規定するものであって、実施要綱に基づき知事の登録を受けているものをいう。

三 法定雇用率の適用対象とならない事業所で、3人以上障がい者を雇用している事業所

2 障害者就労施設等及び共同受注窓口並びに社会的事業所は、感謝状交付等の対象に含めないものとする。

※ 共同受注窓口とは、実施要綱第2条第5項に規定するものをいう。

※ 社会的事業所とは、実施要綱第2条第6号に規定するものをいう。

### (推薦の基準)

第3条 推薦の基準は、前条に規定する区分ごとにそれぞれ定め、原則として区分ごとの基準をすべて満たすこととする。

一 障がい者を採用し、職場定着に長期的に配慮している事業所

イ 審査年度の6月1日現在において、採用した障がい者を10年以上継続雇用していること

ロ 当該事業所及びその属する企業がともに、審査年度の6月1日現在において算定した法定雇用障害者数を超える障がい者を雇用していること

ハ 障がい者の就労の継続のための配慮や取組を継続して行っていること

二 障がい者を雇用し、かつ障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等から

物品または役務を積極的に調達する事業所

イ 審査年度の前年度において、県内に所在する障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品または役務の調達額が、合計 3 百万円以上であること

ただし、関連するまたは支配従属関係にある障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの調達額は、除外するものとする。

ロ 当該事業所及びその属する企業がともに、審査年度の 6 月 1 日現在において算定した法定雇用障害者数を超える障害者を雇用していること

三 法定雇用率の適用対象とならない事業所で、3 人以上障がい者を雇用していること

イ 審査年度の 6 月 1 日現在において、障がい者を 3 人（週 20 時間以上勤務の障がい者の実人数）以上雇用していること

ロ 当該事業所及びその属する企業がともに、審査年度 6 月 1 日現在において法定雇用率の適用対象とならない事業所であること

（推薦の方法）

第 4 条 感謝状交付にかかる事業所の推薦は、自薦及び他薦（団体等からの推薦）によるものとする。なお、第 2 条のいずれの区分についても、別紙様式により、別途指定する期日までに知事へ提出するものとする。

（交付等の実施）

第 5 条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部が実施する「障害者雇用支援月間（9 月）」に因む行事等において、感謝状の交付及び公表等による県民への周知を行うものとする。

2 第 3 条による感謝状の交付は、いずれの区分についても原則各事業所初回のみとし、2 度目以降の推薦については、公表等県民への周知に留める。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より適用するものとする。

この要領は、令和 4 年 5 月 18 日より適用するものとする。

この要領は、令和 5 年 5 月 16 日より適用するものとする。